

宮崎市定

九品官人法の研究

中公文庫

科擧前史





中公文庫

きゆうひん かんじん ほう けんきゆう
九品官人法の研究

かきよせんし
科挙前史

定価はカバーに表示してあります。

1997年11月3日印刷

1997年11月18日発行

著者 みやざきいちさだ
宮崎市定

発行者 笠松 巖

発行所 中央公論社

〒104 東京都中央区京橋 2-8-7 振替 00120-4-34

TEL 03-3563-1431(販売部)

03-3563-3664(編集部)

©1997 CHUOKORON-SHA,INC. / Matsue Miyazaki

本文・カバー印刷 三晃印刷 用紙 王子製紙 製本 小泉製本

ISBN4-12-202991-0 C1122

Printed in Japan

乱丁本・落丁本は小社販売部宛お送り下さい。送料小社負担にてお取り替えいたします。

中公文庫

九品官人法の研究

科挙前史

宮崎市定



中央公論社

目次

はしがき 13

第一編 緒論 …………… 19

——漢より唐へ——

一 分裂と統一 19

二 漢代の貴族と豪族 21

三 三国の分裂 24

四 漢魏革命と九品官人法 26

五 九品官人法の貴族化 28

六 魏晉革命 31

七 西晉の滅亡 34

八 東晉の中興 36

	九	宋齊時代	39
	一〇	寒人と勲品	43
	一一	梁の武帝の新制	45
	一二	陳の興起	48
	一三	五胡の擾乱	51
	一四	北魏と南朝	54
	一五	孝文帝の改革	57
	一六	北魏の貴族制	60
	一七	北齊の貴族制	63
	一八	北周政権下における新傾向	66
	一九	隋の統一	69
	二〇	科挙の起原	77
	二一	隋の滅亡	79
二三		唐帝国の性格	82

第二編 本論 …………… 87

第一章 漢代制度一斑 …………… 87

一 漢代制度の特色 87

二 漢代の階級とその起原 91

三 士と庶民 96

四 清流と濁流 99

五 曹操政権の出現 103

第二章 魏晉の九品官人法 …………… 107

一 九品中正か、九品官人法か 107

二 九品官人法の起原 111

三 九品官制と九品官人法 115

四 郷品と起家官との関係 119

五 起家官と郷品との関係 125

六 郷品と官吏生活 135

七 官僚ピラミッドの内部構造 139

八 九品官人法と秀才・孝廉 145

九 九品官人法と制科・試経 151

一〇 秀孝制度の衰頽 156

一一 州大中正の設置 162

一二 九品官人法に対する批難 173

一三 九品官人法の貴族化 182

第三章 南朝における流品の発達
……
196

一 江南政権の性格 196

二 尚書の人事権掌握 207

三 九品官制と九班選制 212

四 清要官の発達 220

五 軍府僚属、殊に参軍の発達 230

六 門地二品の成立 246

七 士族の範圍とその特権 259

八 寒士の実体 265

九 勲位の成立 273

一〇 官僚ピラミッド構造の変遷 288

一一 寒官の発達 295

一二 將軍号の発達 312

第四章 梁陳時代の新傾向…………… 321

一 梁の武帝の制度改革 321

二 流内十八班 325

三 流外七班 334

四 起家の官 339

五 蘊位・勲位と胥吏の起原 344

六 將軍号 349

七 梁武帝の貴族主義 353

八 学館と試経制度 360

九 梁代の秀孝及び中正制度 370

一〇 陳代の任子制 374

第五章 北朝の官制と選挙制度……………384

一 北魏の華北統一 384

二 鮮卑と漢人 387

三 孝文帝の新官制 399

四 流外勲品と入流の問題 415

五 武官の入選 421

六 北魏の中正 424

七 姓族の詳定 436

八 北魏の秀孝制度 450

九 北魏の封建制度 455

一〇 起家の制 459

一一 考課の励行 467

一二 北魏末期の選挙問題 474

一三 北齐治下の新傾向 482

一四 北周の復古主義 496

一五 隋代の新制度 505

一六 中正の終焉と科挙の成立 523

第三編 余論 …………… 535

——再び漢より唐へ——

一 官僚制と貴族制 535

二 貴族と豪族 543

三 士人と胥吏 551

四 南朝と北朝 558

五 中正と科挙

562

補注

571

参考文献

590

制度史用語索引

634

解説

礪波

護

597

九品官人法の研究

科挙前史

整輯排比。謂之史纂。参互搜討。謂之史考。皆非史学。(文史通義・浙東學術)

史料の整理や、史実の考証は、何れも史学の目的ではない。

有名なこの章学誠の言葉は、どういうものか、私の脳裏にこびりついて離れない。そして我々は、それが史学の究極の目的でないことを十分知りつつも、毎日のように多くの時間を費して、史料の整理と史実の考証に浮身をやつしているのである。しかもその点において、時には一部の人から稍々軽視と敬遠の意味を含めて、考証史学と呼ばれ、客観史学と称せられ、実証史学と名付けられても別に苦とせず、反って自ら満足とし、誇りとさえしているのである。

私はここ数年来、文部省から科学研究費の補助を受けて「中国制度史語彙」の整理に取りかかった。ところでいざ着手して見ると、この事業は生易しいものでないことが分った。一語一語の意味は単にそれだけを取り出して理解しようとしても駄目なのである。全体の体系が理解された上でなければ部分は完全に理解されることがない。長い歴史をもった中国の制度は一時代を以て他の時代を推すことができない。同じ名前のものでも、時代が違えば内容も意義もすっかり異ってくる。宋代以後と漢代以前は、度々研究対象に選

んだ關係上、大凡その見当はつく。最も困ったのは中間の六朝時代であり、これは一種特別の時代で、漢代の智識でも、宋以後の感覺でも読めないのである。

もつとも私は大学卒業後間もない頃、六朝を読んでみようとし、其後も時には立返つて研究を復活しようとし、嘗て「清談」の一篇を『史林』に発表したりした（『宮崎市定全集』第七卷所収）。この小論の覗ねらいは、従来の諸家が魏晉の清談を専ら思想的な、超世間的な意義に解しようとするに對し、実はそこに甚だ功利的、世俗的な動機が混つていて、つまりは選挙の道具に使われたことを指摘しようとしたもので、全く以て人の悪い立場なのである。私は初対面のよような氣のする六朝正史と改めて取組みながら、依然として前のような思い切り人の悪い立場から六朝貴族制度を読み取ろうと決心した。

原来、記録にはその当時において余りに分りきつたことは書いてないものである。ところがある時代には分りきつたことが、次の時代には分りきつたことでなくなり、それが記録に書いてないために今度は最も分りにくいことになつてしまふことがある。そしてある時代に分りきつたことは、その時代を理解するに一番大事なことなのである。それが分らぬとなると、その時代を理解することができなくなり、無理に分らうとするとそこにとんでもない誤解が入ってくるのである。六朝という時代は、この意味から言つて、最も誤解され易い時代であると言える。

古典の考証は清朝の考証学で行きつくしたと思つたならば大きな間違ひである。清代の

考証学には幾つかの大切な家法があるが、その一つ、

無徴不信。

書いてないことは信じない。

と言う手堅いやり方は、考証の結果を確乎不動のものとすると共に、その長所は同時に短所となつて、考証学に大きな限界あることを示すものである。清代考証学が個々の部分的考証に終始して、積極的な体系を樹立し得なかつたのはかかる態度からきた必然の結果に外ならない。

考証はある所まで行つたならば、あとは一段の飛躍が要求される。記録のみに頼らず、記録に書いてない部分をも復原しなければならぬ。尤もそれは自己の哲学や観念で穴埋めしてはならない。飽くまでも史実の延長として、事柄で事柄を埋めて復原しなければならぬであらう。

私は六朝時代の制度の体系を把握するために先ず官と吏との分離を探ることから着手しようとした。そして次にこのためには、九品官人法の実態をつきとめる必要を感じ、更にそのためには三国魏から始まつた九品官制を明かにしなければならぬ。この際に最も役に立つた参考書はナンと、清朝考証学者の中では第二流にしか数えられない嘉慶期の学者、洪飴孫こういそんの手になる「三国職官表」であつた。この一見して無味乾燥に見える著作は、いざ必要あつて役立てようとすると、実に素晴らしい効果を發揮してくれる。これは